

阪南市男女共同参画プラン（第3次）

～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～

令和4年度 推進計画書（案）

令和4年2月

阪南市男女共同参画推進本部

阪南市男女共同参画推進委員会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」
SDGs × 阪南市

－目次－

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系 | 1 |
| 2. 計画推進のための重点施策と目標(活動指標)(令和4年度) | |
| (1)重点施策についての取組と進捗状況 | 5 |
| (2)目標(活動指標)の進捗状況 | 6 |
| 2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画及び進捗状況(令和2年度) | |
| ○基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり | |
| 具体的施策 | |
| 3・秘書人事課 | 8 |
| 12・生活環境課 | 9 |
| 13・市民福祉課 | 10 |
| 18・政策共創室 | 11 |
| 21・危機管理課 | 12 |
| ○基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり | |
| 具体的施策 | |
| 22・健康増進課 | 13 |
| 38・介護保険課 | 14 |
| 40・市民課 | 15 |
| 40・教育総務課 | 16 |
| 41・生活支援課 | 17 |
| 48・人権推進課 | 18 |
| 50・都市整備課 | 19 |
| 51・こども家庭課 | 20 |
| ○基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 | |
| 具体的施策 | |
| 52・総務課 | 21 |
| 56・シティプロモーション推進課 | 22 |
| 60・各幼稚園 | 23 |
| 62・各保育所 | 24 |
| 62・学校教育課 | 25 |
| 65・生涯学習推進室 | 26 |
| 70・図書館 | 27 |
| 71・公民館 | 28 |

1. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)の施策体系

| 基本方針 | 施策の方向 | 施策の展開 | 具体的施策 | 担当課 | |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|--|-----------------------------------|----------------|
| 基本方針 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり | (1) 意思決定の場への女性の参画の拡大 | 1 審議会等への女性の参画の促進 | 1 審議会等の女性委員の比率を平成38年度までに40%以上60%以下とする | 関係各課 | |
| | | | 2 各種審議会等への女性の登用推進 | 関係各課 | |
| | | 2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進 | 3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進 | 秘書人事課(旧人事課) | |
| | | | 4 管理職への女性教員登用の推進 | 学校教育課 | |
| | | 3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進 | 5 女性の管理職登用の重要性についての啓発 | 人権推進課 生活環境課 | |
| | | | 6 女性の参画・登用の重要性についての啓発 | 政策共創室 | |
| | | 4 女性の人材育成 | 7 男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実 | 秘書人事課 | |
| | | | 8 地域活動等における女性リーダーの育成 | 人権推進課 関係各課 | |
| | | (2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり | 5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ | 9 「女性活躍推進法」の啓発 | 人権推進課 |
| | | | | 10 事業所への働きかけの強化 | 生活環境課 人権推進課 |
| | 6 女性や若者等のための就労支援 | | 11 結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援 | 生活環境課 人権推進課 | |
| | | | 12 働きたい女性・若者への就労支援 | 生活環境課 人権推進課 | |
| | | | 13 高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大 | 介護保険課 市民福祉課 生活環境課 | |
| | 7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現 | | 14 事業所及び労働者への働きかけ | 人権推進課 生活環境課 | |
| | | | 15 安心して就労できるための支援策の充実 | 生活環境課 こども家庭課 | |
| | | | 16 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のモデル事業所づくり | 秘書人事課 | |
| | (3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等) | | 8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進 | 17 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進 | 政策共創室 |
| | | | | 18 地域活動等への参加の促進 | 政策共創室 |
| | | 19 男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進 | | 政策共創室 | |
| | | 9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備 | 20 男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進 | 危機管理課 | |
| | | | 21 男女で担う地域防災の促進 | 危機管理課 | |

| | | | | |
|--|---------------------------------|---|---|--|
| 基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり | (1) 生涯を通じた男 女の健康支援 | 10 生涯を通じた心身の 健康保持・増進 | 22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進 | 健康増進課 介護保険課 |
| | | | 23 妊娠・出産時における健康と権利 | 健康増進課 |
| | | | 24 女性に対するスポーツ参加の促進 | 健康増進課 |
| | | 11 健康をおびやかす課 題に対する対策の推 進 | 25 学校における適切な性に関する指導の実施 | 学校教育課 |
| | | | 26 若年層向けの健康相談、健康学習の充実 | 学校教育課 健康増進課 |
| | | | 27 女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透 | 人権推進課 |
| | 12 暴力を容認しない社 会風土の醸成 | 28 配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供 | 人権推進課 | |
| | | 29 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 | こども家庭課 各保育所 学校教育課 各幼稚園 | |
| | | 30 関係機関との連携強化 | 人権推進課 | |
| | | 31 犯罪被害に遭いにくいまちづくり | 生活環境課 | |
| | | 32 青少年の健全育成の促進 | 学校教育課 生涯学習推進室 | |
| | | 13 暴力被害者のための 相談窓口や支援機関 の周知・充実 | 33 相談窓口の周知、充実 | 人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課 |
| | 34 様々な相談窓口への人権ならびに男女共同参画の視点の徹底 | | 人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課 | |
| | 14 セクシュアル・ハラス メント防止対策の推 進 | 35 セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ | 人権推進課 生活環境課 | |
| | | 36 セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施 | 秘書人事課 人権推進課 | |
| | | 37 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実 | 学校教育課 | |
| | 15 DV防止対策の推進 | 38 相談体制の充実 | 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課 | |
| | | 39 関係機関との連携強化 | 人権推進課 生活支援課 | |
| | | 40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。) | 人権推進課 市民課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課 | |

| | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|--|-------|----------------------------|---|
| 基本方針 Ⅱ 個人 の人権が 尊重され る社会づ くり | (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 15 | DV防止対策の推進 | 41 | 被害者の自立を支える支援 | 生活支援課 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課 |
| | | | | 42 | 子どもに対する支援 (デートDV含む。) | 人権推進課 こども家庭課 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 |
| | | | | 43 | 高齢女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援 | 人権推進課 介護保険課 市民福祉課 シティプロモーション推進課 |
| | | | | 44 | 被害男性の支援 | 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課 |
| | (3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 | 16 | セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり | 45 | 相談窓口の周知 | シティプロモーション推進課 関係各課 |
| | | | | 46 | 公的介護保険等介護の社会化の充実 | 介護保険課 |
| | | | | 47 | 障がい者の生活自立の支援 | 市民福祉課 |
| | | | | 48 | 多様な性を認める意識の醸成 | 人権推進課 |
| | | | | 49 | 国際理解・多文化共生講座の開催 | 人権推進課 生涯学習推進室 |
| | | | | 50 | ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進 | シティプロモーション推進課 行政経営室 健康増進課 都市整備課 |
| 基本方針 Ⅲ すべて の世代へ の男女共 同参画意 識の浸透 | (1) 男女共同参画の意識づくり | 17 | ひとり親家庭への支援 | 51 | 母子家庭・父子家庭への支援 | こども家庭課 |
| | | | | 18 | 固定的な性別役割分担意識の解消 | 52 |
| | | 53 | 地域における固定的な性別役割分担意識の見直しの啓発 | | | 人権推進課 |
| | | 54 | 男女共同参画に関わる資料等の充実 | | | 図書館 |
| | | 55 | 男女共同参画に関する調査の実施 | | | 人権推進課 |
| | | 56 | 市の刊行物等での表現への配慮 | | | シティプロモーション推進課 関係各課 |
| | | 57 | 男女共同参画意識の浸透 | | | 秘書人事課 |
| | | 58 | 男女共同参画に関する研修の充実 | 人権推進課 | | |

| | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------------------|---|---|
| | | 19 | 男女共同参画意識の向上 | 59 | 人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実 | 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 |
| 基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 | (2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり | 20 | 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進 | 60 | 男女平等保育・教育の充実 | 各保育所 各幼稚園 学校教育課 |
| | | | | 61 | 保育士・教職員の男女共同参画意識の向上 | こども家庭課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 人権推進課 |
| | | | | 62 | 多様な性を認める意識の醸成 | 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 |
| | | | | 63 | 子どものエンパワーメント支援 | 各保育所 各幼稚園 学校教育課 |
| | | 21 | 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進 | 64 | 性別にとらわれないキャリア教育の実施 | 各保育所 各幼稚園 学校教育課 |
| | 22 | 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進 | 65 | 男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進 | 人権推進課 生涯学習推進室 各保育所 各幼稚園 学校教育課 | |
| | | | 66 | 共同で行う家事や子育てについての啓発 | こども家庭課 各保育所 各幼稚園 学校教育課 | |
| | (3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保 | 23 | 多様な選択を可能にする学習機会の提供 | 67 | 生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実 | 生涯学習推進室 図書館 市民福祉課 介護保険課 健康増進課 |
| | | | | 68 | メディア・リテラシーの向上 | 図書館 人権推進課 |
| | | | | 69 | 女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催 | 人権推進課 |
| | (4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援 | 24 | 家庭・地域への男性の参加・参画の促進 | 70 | 男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動 | 人権推進課 生活環境課 |
| | | | | 71 | 男性の生活能力を高めるための学習機会の提供 | 公民館 こども家庭課 健康増進課 |

3. 計画推進のための重点施策と目標値の進捗状況(令和4年度)

(1)重点施策についての取組と進捗状況

【重点施策】1. 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

| | |
|-------|--|
| 取組と評価 | |
|-------|--|

【重点施策】2. 男性に向けた男女共同参画推進の支援

| | |
|-------|--|
| 取組と評価 | |
|-------|--|

【重点施策】3. 意思決定の場への女性の参画の拡大

| | |
|-------|--|
| 取組と評価 | |
|-------|--|

(2)目標(活動指標)の進捗状況

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

| 活動指標 | 平成28年度 (計画策定時) | 令和3年度 (中間目標年) | 令和4年度 (現状値) | 前年度 比較 | 令和8年度 目標値 |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------|-----------|---------------------------------|
| 審議会等委員に占める女性委員の割合 | 審議会等 31.5% 委員会等 7.7% | 審議会等 32.4% 委員会等 22.7% | | | 審議会等 40~60% 委員会等 20.5% |
| 審議会等における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合 | 審議会等 12.5% 委員会等 50.0% | 審議会等 15.6% 委員会等 50.0% | | | 審議会等 0.0% 委員会等 0.0% |
| 管理的地位にある市職員に占める女性職員の割合 | 17.3% | 20.2% | | | 30% (行動計画 平成37年度 目標値) |
| 小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合 | 17.9% | 29.2% | | | 30.8% |
| 就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率 | 4回 66.7% (平成27年度) | 2回 100% (令和2年度) | | | 3回 70% |
| 就労支援相談者の就職率 | 11.6% (平成27年度) | 8.7% (令和2年度) | | | 20% |

基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

| 活動指標 | 平成28年度 (計画策定時) | 令和3年度 (中間目標年) | 令和4年度 (現状値) | 前年度 比較 | 令和8年度 目標値 |
|-------------|---|------------------------------------|----------------|-----------|---|
| 乳がん検診の受診率 | 40~69歳女性 16.3% (平成27年度) | 40~69歳女性 15.7% (令和2年度) | | | 50% |
| 子宮頸がん検診の受診率 | 20~69歳女性 20.2% (平成27年度) | 20~69歳女性 18.7% (令和2年度) | | | 50% |
| 健康教室参加者数 | 年間 開催回数37回 延べ 823人 (平成27年度) | 開催回数37回 延べ 1,054人 (令和2年度) | | | 年間 開催回数37回 延べ 女性655人 男性220人 |
| 介護予防教室参加者数 | 年間延べ 16,585人 (平成27年度) | 12,954人 (令和2年度) | | | 年間延べ 23,450人 |

基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

【活動指標】

(前年度比較:上昇↑, 変動なし→, 下降↓)

| 活動指標 | 平成28年度 (計画策定時) | 令和3年度 (中間目標年) | 令和4年度 (現状値) | 前年度 比較 | 令和8年度 目標値 |
|----------------------------------|-------------------------|------------------------|----------------|-----------|--------------|
| フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数 | 年間延べ 194人 | 603人 | | | 年間延べ 240人 |
| 男性の生活自立力向上のための セミナー等への男性の参加者数 | 年間延べ 19人 (平成27年度) | 年間延べ 80人 | | | 年間延べ 30人 |
| | 年間延べ 32人 (平成27年度) | 年間延べ 43人 (令和2年度) | | | 年間延べ 60人 |
| 男女共同参画に関する図書・資料 の充実度 | 436冊 | 530冊 | | | 510冊 |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 秘書人事課 |
| 基本方針 | | I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり |
| 施策の方向 | | (1) 意思決定の場への女性の参画の拡大 |
| 目標 (施策の展開) | | 2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 3 「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進 |
| | 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。 ●育児休業等にかかる制度の周知や所属職場との連絡体制の確保等により、育児休業等の取得及び休業からの職場への円滑な復帰を支援し、キャリア形成の見通しを容易にすることで、管理職への女性職員登用の推進を図ります。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務の縮減、ノー残業デーの徹底、年次有給休暇の計画的な取得等職場環境の改善を図る。 ・男性職員を含め育児休業を取得しやすいよう啓発に取り組む。 ・産前・産後の特別休暇、育児休業等に関して、取得手続の円滑化や制度内容等のさらなる充実を図る。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 生活環境課 |
| 基本方針 | | I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり |
| 施策の方向 | | (2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の取組 |
| 目標 (施策の展開) | | 6 女性や若者等のための就労支援 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 12 働きたい女性・若者への就労支援 |
| | 施策の内容 | ●地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業の実施、就職支援セミナーなど能力開発講座の開催等、地域就労支援事業を推進するとともに、庁内関係課やハローワークなど関係機関と連携し、就職困難者に対する就労支援を行う。 |
| 事業内容 | | ・就職困難者等の雇用・就労を包括的に支援するため、地域就労支援コーディネーターやキャリアカウンセラーによる相談事業を実施。関連資料を収集し、相談者に対して情報提供を行うなど、地域就労支援事業を推進する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 市民福祉課 |
| 基本方針 | | I あらゆる分野における男女共同参画の社会づくり |
| 施策の方向 | | (2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 6 女性や若者等のための就労支援 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 13 高齢者や障害者等の就労機会の拡大 |
| | 施策の内容 | ●障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて説明し、実施につなげる。 |
| 事業内容 | | <p>障害者手帳交付時や対象者から相談があった際に、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援について『ふくしのてびき』(市民福祉課作成)やパンフレットを用いて説明する。</p> <p>指定相談事業所に計画案の提出を依頼し、サービスの認定を行う。</p> <p>関係機関と情報共有し、対象者に情報を提供し、支援を行う。</p> |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 政策共創室 |
| 基本方針 | | I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり |
| 施策の方向 | | (3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等) |
| 目標 (施策の展開) | | 18 地域活動等への参加の促進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 18 地域活動等への参加の促進 |
| | 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センター夢プラザの施設利用に関する情報や講座に関する情報発信を幅広い世代へ周知することにより、活動センターの認知度の向上を図る。 ・地域へ出かけ、地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向けたコーディネートに取り組む。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシや広報はんなん、SNSを利用し、引き続き市民活動センター夢プラザ及び講座の周知・啓発を行う。 ・子育て世代や働く女性も参加しやすいよう講座の開催方法や内容などを検討し、取り組んでいく。 ・活動支援のコーディネートを行い、活動団体の活性化を図る。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 危機管理課 |
| 基本方針 | | I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり |
| 施策の方向 | | (3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等) |
| 目標 (施策の展開) | | 9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 21 男女で担う地域防災の促進 |
| | 施策の内容 | ●女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図る。 |
| 事業内容 | | <p>・自主防災組織においては、男性を中心に組織されている傾向にあることから、平時の災害対策や災害時の対応の主體的な担い手として女性を位置付け、災害から受ける男女の人権を尊重して安全・安心を確保できる取り組みを重点課題とした上で、防災対策、対応、復旧、復興の手法やあり方についての訓練、研修等を引続き実施する。</p> <p>・女性消防団員のさらなる加入を目指して、加入啓発活動を行っていく。また、災害時の活動に備えて訓練を行っていく。</p> |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 健康増進課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (1) 生涯を通じた男女の健康支援 |
| 目標 (施策の展開) | | 10 生涯を通じた心身の健康保持・増進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 22 若い時からライフステージに応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進 |
| | 施策の内容 | ●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診として40歳以上の女性市民が受診できるマンモグラフィ検査を年間16回保健センターにて実施と4カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・子宮がん検診としては、保健センターで5回の実施と13カ所の医療機関へ委託して実施する。 ・乳がん・子宮がん検診を受診しやすくするため、日曜日に2日間実施する。 ・国民健康保険加入者の特定健診受診時に同時に乳がん・子宮がん検診を受診できるようにセット健診日を7回実施する。 ・受診歴のある42～69歳のマンモグラフィ検査の対象者に電話による受診勧奨を実施する。 ・親子登園やまちなかサロン、防災コミュニティセンターの健康相談にて、チラシや模型等を用いながら、乳がん検診の啓発を行う。 ・乳幼児健診で保護者にがん検診受診を勧奨する。 ・市内の公立中学校に通う生徒の保護者あてに、学校教育課の協力を得て、検診啓発チラシを配る。 ・企業と健康づくりに関する協定を締結し、企業の協力により、がん検診の啓発を行う。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|----------------------------------|
| 担当課 | | 介護保険課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 目標 (施策の展開) | | 15 DV防止対策の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 38 相談窓口の充実 |
| | 施策の内容 | 高齢者のDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。 |
| 事業内容 | | 地域包括支援センター等、関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 市民課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 目標 (施策の展開) | | 15 DV防止対策の推進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 40 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。) |
| | 施策の内容 | ●被害者保護のため住民基本台帳事務における支援措置について事務処理手順の見直し及び関係職員間の更なる認識の共有化を図ります。 |
| 事業内容 | | ・前年度に作成した要綱に基づき、住民基本台帳事務における支援措置についての事務処理手順を見直しマニュアル等の整備に取り組みます。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 教育総務課 |
| 基本方針 | | 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 目標 (施策の展開) | | DV防止対策の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 被害者の安全確保の徹底(被害者の子どもの安全も含む。) |
| | 施策の内容 | ●様々な被害者保護のため、支援措置と就学事務(就学前児童を含む)について、関係職員間の認識の共有を図る。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・関係する複数課の職員が被害者(保護者)からの相談を同時に聞き取り、各担当がそれぞれ被害者にとって必要な事項を説明する。 ・教育委員会事務局、こども家庭課、及び学校園所が密に連携することにより、子どもの最新の状況や必要となる情報についての認識を共有する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 生活支援課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 目標 (施策の展開) | | 15 DV防止対策の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 41 被害者の自立を支える支援 |
| | 施策の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮するDV被害者に対して、専門機関の情報提供・支援を行う。 ・生活困窮者自立支援事業やくらし丸ごと相談室への取次ぎを行い、必要に応じ、生活保護の申請を検討します。 ・関係機関と情報共有を密にし、臨機応変対応できるよう相談体制を整える。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に配慮しながら、関係機関と情報共有し、DV被害者が生活の困窮状態から安心した生活に戻れるよう支援する。 ・DV被害者が自立できるよう、課題を明確化し、必要な専門機関への取次ぎを行う。 ・生活困窮者自立支援事業、くらし丸ごと相談室に繋がります。必要時は、生活保護申請やシェルターでの保護を検討(実施)する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 担当課 | | 人権推進課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 |
| 目標 (施策の展開) | | セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、 16 外国人女性、複合的に困難な状況に置かれて いる人々等が安心して暮らせるまちづくり |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 48 多様な性を認める意識の醸成 |
| | 施策の内容 | ●多様な性のあり方を尊重できるよう、引き続き啓 発をして正しい理解を促進します。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」について、 様々な機会を捉えて周知する。 ・市民対象啓発講座(職員研修を含む)「ヒューマンライ ツセミナー」や、「女と男のハートフル講座」を開催。 ・人権を考える市民の集い12/5(日) 映画上映会「彼らが本気で編むときは」 LGBTQを主題とした映画と講演会 ・性的マイノリティについて、正しい理解を促進し認識を 深めるため、広報誌に特集記事を掲載。ALLY(アライ) の推進についても記載する。 |
| 評 価 | 成 果 (今年度の取り組み) | |
| | 課 題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 都市整備課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境 |
| 目標 (施策の展開) | | 16 セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 50 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進 |
| | 施策の内容 | ●JR山中溪駅及び周辺道路の整備に向け、引き続き関係機関、地域の方々と協議を進めるとともに、大阪府により、府道和歌山貝塚線の拡幅工事を実施する。 |
| 事業内容 | | ・JR山中溪駅の駅舎、トイレ等の整備工事、府道和歌山貝塚線の拡幅工事に向け、大阪府、鉄道事業者、地域の方々と協議を進める。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | こども家庭課 |
| 基本方針 | | Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり |
| 施策の方向 | | (3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 |
| 目標 (施策の展開) | | 17 ひとり親家庭への支援 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 51 母子家庭・父子家庭への支援 |
| | 施策の内容 | ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、生活支援や子育て支援等に関する情報について周知を図り、支援を行う。 |
| 事業内容 | | ・対象者のニーズに応じた情報を提供するため、ひとり親家庭等に対する各種制度(児童扶養手当等、各種相談、就労支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、貸付、医療費の助成等)について、パンフレットの配布や、広報誌及びウェブサイトへの掲載、また、関係機関との連携を継続して行うことで、周知を図り、支援を行う。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 総務課 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (1) 男女共同参画の意識づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 18 固定的な性別役割分担の解消 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 52 男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動の推進 |
| | 施策の内容 | ●市役所内の情報をできるだけ幅広く市民情報コーナーにて提供するよう努める。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・書類の配置を工夫し、市民が活用しやすいような環境の整備に努める。 ・補修が必要な資料は随時公開担当課に依頼する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | シティプロモーション推進課 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (1) 男女共同参画の意識づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 18 固定的な性別役割分担意識の解消 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 56 市の刊行物等での表現への配慮 |
| | 施策の内容 | ●固定的な性別役割分担意識を伝達されるような表現をしていないかを、毎月発行している広報はんなんや本市ウェブサイト、SNS等の公的な情報発信媒体を通じて情報発信する際に確認を行う。 |
| 事業内容 | | ・広報はんなん(毎月1日発行)及び本市ウェブサイト、SNS等の公的な広報媒体を通じた情報発信(随時)において、固定的な性別役割分担意識が伝達されるような表現がなされていないか確認する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 各幼稚園 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 20 保育所、幼稚園、学校での男女平等教育の推進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 60 男女平等保育・教育の充実 |
| | 施策の内容 | 男女平等教育の視点から、保育環境の見直しや教材研究を進め、性別による固定概念にとらわれず、子ども一人ひとりの思いを尊重した保育の充実をめざす。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定概念にとらわれず、自分の好きな遊びや色などを選ぶように配慮し、互いに認め合えるような仲間づくりをしていく。 ・保育の中で、男女平等教育に関して気になる場面に出あった場合はその都度一人ひとりの違いや良さを認め、クラス全体で話し合うことで、男女平等教育を推進する。 ・LGBTQ+についての正しい理解を深めながら、ジェンダーに関する視聴覚教材などの教材研究を進め、実践を積極的に行うと共に、保護者への啓発も機会を捉えて行っていく。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 学校教育課 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 20 保育所、幼稚園、学校での男女平等教育の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 62 多様な性を認める意識の醸成 |
| | 施策の内容 | ●性の多様性に対する教職員の理解増進と子どもが安心する環境づくりの推進を今年度の『阪南市学校園教育基本方針』の重点取組に据えて取組を進める。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や学習会、講師等、研修に係る情報を適宜周知し、学校園での研修を推進する。 ・「性の多様性」や「男女平等」をテーマに学校園の人権教育担当者に対して人権教育研修会を行う。 ・各校園の取組状況を人権教育年間計画やヒアリング等で把握し、その好事例等を研修のなかで共有する。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 各保育所 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識 |
| 目標 (施策の展開) | | 20 保育所・幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 62 多様な性を認める意識の醸成 |
| | 施策の内容 | ● 性別による固定観念にとらわれずに、子どもひとりひとりの思いを尊重した保育をめざす。 |
| 事業内容 | | ・性別による固定観念にとらわれずに、互いに認め合えるような仲間づくりを援助していく。・保育士が人権意識を持ち、子どもたちに接することが出来るように研修を受け、職員間で共通認識し、保育の向上を図っていく。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 担当課 | | 生涯学習推進室 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり |
| 目標 (施策の展開) | | 22 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進 |
| 今年度の重点課題 | 具体的施策 | 65 <u>男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進</u> |
| | 施策の内容 | 「阪南市生涯学習推進計画」に基づき、地域における充実した学習機会の提供に努める。 |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習関連施設連絡会議の開催 ・生涯学習推進ワーキングチームによる生涯学習機会の周知、啓発等に係る体制構築の推進 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | | |
|---------------|------------------|---|---|
| 担当課 | | 図書館 | |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 | |
| 施策の方向 | | (4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援 | |
| 目標 (施策の展開) | | 24 | 家庭・地域への男性の参加・参画の促進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 70 | 男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動 |
| | 施策の内容 | ●男性が認知症介護について学習する機会を提供する。 | |
| 事業内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症にやさしい図書館」として引き続き選書に留意し認知症コーナーの充実に努める。 ・阪南市地域包括支援センター・介護保険課と協力し、認知症Cafe「マスタースCafe」の活動をサポートする。 ・認知症サポーター養成講座を行う。 | |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | | |
| | 課題 | | |
| 今後の取組 | | ● | |

2. 阪南市男女共同参画プラン(第3次)推進計画(令和4年度)

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 担当課 | | 中央公民館 |
| 基本方針 | | Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透 |
| 施策の方向 | | (4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援 |
| 目標 (施策の展開) | | 24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進 |
| 今年度の 重点課題 | 具体的施策 | 71 男性の生活能力を高めるための学習機会の提供 |
| | 施策の内容 | 男性が生きる力を育み、地域で活動し、生きがいを持つ学習機会を提供し、地域まちづくりにつながる展開を図る。 |
| 事業内容 | | 男性が生きる力を育み、地域で活動し、生きがいを持つ学習機会を提供し、地域まちづくりにつながる展開を図る。 |
| 評価 | 成果 (今年度の取り組み) | |
| | 課題 | |
| 今後の取組 | | ● |



輝ける男女共同参画社会の実現へジャンプ



阪南市